

医療費に関心を持とう！

2種類の通知を送付します



国民健康保険に加入している人に「医療費通知」と「ジェネリック医薬品差額通知」を個人あてに送付します。

市ではこの二つの通知を一緒にお知らせすることで医療費に関心をもち、健康管理への意識を高めてもらうことを目的としています。

●医療費通知

国民健康保険で診療を受けた医療費の総額をお知らせするものです。

【通知が届いたら】

医療機関などが適正な請求をしているのか確認していただく通知でもあります。記憶にない診療がないか、領収書などで診療年月日、日数、金額を確認してください。

※領収書としては使用できません
※通知を希望されない人は下記問い合わせ先までご連絡ください

●ジェネリック医薬品差額通知

処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

【今年度の送付時期】

- 6月末通知
(平成25年12月～平成26年2月診療分)
- 9月末通知
(平成26年3月～平成26年5月診療分)
- 12月末通知
(平成26年6月～平成26年8月診療分)
- 27年3月末通知
(平成26年9月～平成26年11月診療分)



[ジェネリック医薬品とは なんですか?]

後発医薬品ともいわれ、新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後にほかの製薬会社によって同じ成分、効能をもつ薬を製造、販売する医薬品のことです。

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)に比べて薬を開発する期間や費用が少なくてすむので、薬の価格が安いのが特徴です。ジェネリック医薬品の使用に当たっては、医師や薬剤師に相談してください。

また、ジェネリック医薬品の普及は厚生労働省により推進されている事業ですが欧米諸国での普及率が5～6割に比べ日本では2割と、まだまだ低い状況です。



国民健康保険からお知らせ

『保険証を受け取った時は届出を』

会社などに勤め始め、新たに会社から健康保険の保険証を受け取った場合は、必ず市の国民健康保険を脱退する届け出が必要です。

脱退手続きをしないと、会社の保険料に加えて市の保険税が二重に請求されることになってしまいます。次の3つのものをお持ちになり、忘れずに届け出をしましょう。

- 会社などの健康保険証
- 市の国民健康保険証
- 印鑑

『医療費の一部負担金の減額・免除・徴収猶予について』

国民健康保険に加入している人が、災害や失業などで収入が減少したことで一時的に生活が困窮し、医療費の一部負担金の支払いが困難な場合には、一定の基準に該当すると認められると医療機関の窓口で支払う一部負担金が軽減される制度があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

●問い合わせ

保健医療課国保室

☎ 53・2111 (内線2525254)